

< 論 説 >

米国における監査報告書拡充の議論

森田 佳宏

目 次

- I はじめに
- II 2005年2月のSAG検討会における議論
- III ACAPの最終報告書における勧告
- IV 2010年4月のSAG検討会における議論
- V コンセプト・リリースと2012年11月のSAG検討会における議論
- VI 公開草案の内容
- VII 監査報告書拡充の方向性の変遷
- VIII おわりに

I はじめに

近年の米国における監査報告書拡充の検討は、2005年2月にPCAOBの常置諮問グループ(Standing Advisory Group: 以下「SAG」という。)¹において開始された。この検討はいったんは中断するものの、2008年10月に公表された『監査専門家に関する諮問委員会の米国財務省に対する最終報告書』による勧告を受けて2010年4月に再開された。その後、2010年7月、2011年3月および11月、ならびに2012年5月および11月の検討会における審議を経て、2013年8月に監査報告書の内容を拡充するための新たな監査基準の公開草案が公表される運びとなった。この間の2011年6月には、新たな監査報告書モデルに関して広く社会からコメントを求めるためのコンセプト・リリースも公表されている。公開草案は、現行の合格・不合格モデル(pass/fail model)および監査報告書の基本的な構成要素は維持しつつも、監査人に対して、個々の監査に特定の情報をより幅広く伝達することを求める内容となっている。具体的には、

以下の3つの点における変更を通じて監査報告書を拡充することが提案されている(PCAOB [2013a]14)。

- ① 監査人が決定した監査上の重要事項(critical audit matters)を伝達すること。
- ② 監査人の独立性、継続監査期間、ならびに財務諸表外のその他の情報の監査人による評価に対する監査人の責任およびその評価結果を、新たな要素として監査報告書に追加すること。
- ③ 財務諸表に重要な虚偽表示が存在しないかどうかについて合理的な保証を得ることに対する監査人の責任に関し、現在監査報告書に記述されている内容をより充実したものとすること。

監査報告書の内容を拡充するために、監査報告書に新たに組み込むべきとされる要素は、2005年2月から2013年8月に公開草案が公表されるまでの検討の過程で変化してきている。周知のとおり、財務諸表利用者の情報ニーズへの対応を図るための監査報告書拡充の議論は、いわゆるファースト・プロバイダーと二重責任

1 監査およびこれに関連する専門的実務基準の設定および改訂に関し、PCAOBに助言を行う組織。監査人、投資家、公開会社の役員などから構成され、1年に2ないし3回の検討会を開催している。メンバーの任期は3年である。

の原則あるいは守秘義務との関係や、財務諸表外情報の保証を求めることによる監査人の業務および責任の拡大など、監査の機能や監査人の職能といった監査の本質的問題にも波及しうるものであり、また財務諸表監査の社会的な役立ちの再考を促すものでもある。

本稿では、2005年から2013年までのPCAOBにおける監査報告書拡充に関する議論に焦点をあて、その変遷を、2005年2月、2010年4月および2012年11月のSAG検討会における資料ならびに2008年10月の監査専門家に関する諮問委員会（Advisory Committee on the Auditing Profession：以下「ACAP」という。）による米国財務省に対する最終報告書、そして2013年8月の公開草案をもとに考察することにしたい。

II 2005年2月のSAG検討会における議論

2005年2月にSAG検討会が開催された背景には、以前の検討会において、複数のメンバーから監査報告書モデルを現行の合格・不合格モデルから変更すべきであるとの発言があったことが述べられており、したがってこの検討会では、現行の監査報告書モデルについて議論し、現行のモデルを変更すべきかどうか、もし変更するとすれば、どのように変更すべきかについて意見交換を行うものとされた。

2005年2月の検討会資料では、現行の監査報告書をいくつかの側面から考察するアプローチがとられており、それぞれの側面の中で議論すべきテーマが検討課題として示されている。検討会資料で示された側面は、次の5つである。

- ① 現行の報告書モデル
- ② 財務会計の枠組みと監査報告書モデル
- ③ 監査報告書における個人の監査人の識別
- ④ 他の独立監査人によって行われた監査の領域
- ⑤ 監査報告書の形式に関するIAASBの新たな基準

これら5つの側面につき、①については3つ、②ないし⑤についてはそれぞれ1つずつの検討課題が示されている。以下順を追って、検討課

題の背後にある状況を取り上げていく。

(1) 現行の報告書モデルについて

検討はまず現状の把握からスタートしている。現行の報告書モデルについての検討課題は3つあるが、最初の2つの検討課題は、「現行の監査報告書モデルの長所と短所は何か」、「現行の『合格・不合格』モデル以外の、異なる形式の監査報告書に対するニーズはあるか、もしあるとすれば、当該ニーズはいかなる方法によって最も満たされるか」というものである。これに関連して、資料ではまず、AUセクション508「監査済み財務諸表に関する報告書」による監査報告書の記載内容および監査意見の種類を述べた上で、監査範囲の制約もしくは採用された会計原則の容認可能性または開示の完全性に関して限定された意見が付された財務諸表をSECは受理しないこと、したがってSECに提出される監査報告書は、無限定適正意見が記載されたものでなければならぬ旨が説明されている。かかる説明は、本検討会が、合格・不合格モデルに対する問題提起から開催されていることから、SECによる上記の取扱いを考慮した場合、合格・不合格という明快な線引きは、少なくとも現行制度の観点から見れば適合性の高いものであることを示唆しているように思われる。

検討課題の第3は、「監査報告書は、財務報告の質に関する監査人の判断のような、財務諸表で採用された会計についてのより多くの説明を提供すべきか」というものである。この検討の背景には、現在、監査人が監査委員会との間で行うことが求められているコミュニケーションの内容のうち、財務諸表の質に関するより多くの情報を監査報告書に含めるべきであるとの主張があるとされている。したがって、ここでの検討の前提としては、会社が採用した会計についての説明を追加するとしても、それは監査委員会とのコミュニケーションの中で交わされた情報にまずは限定されると考えてよいものと思われる。

(2) 財務会計の枠組みと監査報告書モデルについて

この検討課題は、「監査報告書モデルを、財務諸表の異なる構成要素に対しては異なるレベルの保証を提供するものとなるよう見直しを行うべきか」というものである。この検討の背景には、近年の財務会計の性質の変化に監査はいかにして対応すべきかとの問題意識があるものと思われる。資料では、2003年11月に米国議会が公表した『会計専門家の将来』と題する報告書（以下「議会報告書」という。）における考えを取り入れ、例えば償却可能固定資産のように勘定科目が適切な歴史的原価を有する場合、または取引市場のある有価証券のように実際の市場価値を有する勘定科目の場合には現行のシステムによることが合理的であるが、歴史的原価を用いることが不適切で、利用可能な市場が存在しない勘定科目の場合など、貸借対照表および損益計算書に含まれる情報が不確実性を伴う場合には、財務諸表の作成者および監査人に対し、財務諸表利用者に情報提供を行う自由と柔軟性を与えることが必要であるとの議会報告書の見解を引用している。議会報告書ではさらに、現行のシステムは単一の包括的な証明システムであって、財務諸表の主観的な要素に対しては適切に対処できるものではない旨が述べられている（PCAOB [2005]5-6）。

こうした議会報告書の指摘に基づき、資料では2つの方向を提示している。1つは、監査人が、財務諸表における異なる勘定または開示について、異なるレベルの保証を提供するというものである。例えば、引当金やストックオプションの評価と、現金や買掛金のような勘定とは異なるレベルの保証が提供されうるとしている。もう1つの方向は、年金評価のように、評価の実施において会社が専門家を利用した金額に関しては、異なるレベルの保証を提供するというものである。すなわちこれは、該当する数値については他の専門家の評価結果によるものであって監査人が直接評価したものではないという事実を、何らかの表現により監査報告書の記載に反映させるということであると思われる。

資料では、財務諸表の正確性に対する期待が変化しなければならなくなるにつれて、財務諸表における新たな情報に適した様々なレベルの証明が混在するという意味で、監査意見が意味することに対する期待も変化しなければならないとの見解が示されている（PCAOB [2005]6-7）。

(3) 監査報告書における個人の監査人の識別について

この検討課題は、「監査報告書の署名には、当該報告書を承認したパートナーおよびセカンド・パートナー、または監査チームの他のメンバーの氏名を含めるべきか」というものである。現行の実務では、監査報告書の署名は会計事務所の名称でなされており、個人名での署名は行われていない。資料では、検討のための参考として、個人名で署名することの妥当性を肯定する意見と否定する意見の両者が併記されている（PCAOB[2005]7-8）。それらを箇条書きにして示せば、次のとおりである。

① 肯定する意見

- a. パートナーに署名を求めるのは、サーベンス・オクスレー法のセクション 302 で、最高経営責任者および最高財務責任者等に対し、SECに提出する年次または四半期報告書の正確性を、署名した文書で証明することが求められていることと同じ趣旨によるものである。
- b. パートナーは、自らが承認した監査報告書に対して個人的な責任を持つべきである。
- c. 監査報告書に個人名を載せることは、監査人に対して、監査を綿密に実施することの重要性をより認識させることになる。

② 否定する意見

- a. サーベンス・オクスレー法のセクション 302 は、証券法のもとでの経営者の責任を再確認したものであり、セクション 302 は経営者が財務諸表に対する責任を否定しようとしているが故に定められたものである。
- b. 監査報告書の全体的な責任は会計事務所

が負っているのであるから、個々のパートナーが監査報告書で氏名を述べるべきではない。

- c. 署名を個々のパートナーの氏名に限定してしまうと、責任を限定していると受け取られる可能性がある。
- d. 個人の署名を掲載することは、個人の監査に対して事務所ベースでの品質管理を強化していこうとするサーベンス・オクスレー法および新しい基準の考えに反する。

(4) 他の独立監査人によって行われた監査の領域について

この検討課題は、「監査報告書には、提携先の事務所の監査人を含む他の監査人によって実施された業務について、より多くの開示を含めるべきか」というものである。米国は、主たる監査人がその監査報告書において、他の監査人と責任を分担することを認めている数少ない地域の1つである。主たる監査人が他の監査人の業務に対する責任を引き受けないことを決めた場合には、報告書の中で他の監査人の監査に言及し、財務諸表に対する意見の表明における主たる監査人と他の監査人の責任の区分を明確に示さなければならない。

資料では、検討のための参考として、AUセクション543「他の独立監査人によって行われた監査の領域」のパラグラフ05を引用し、「他の監査人が主たる監査人によって雇用されており、その業務が主たる監査人の指導と管理のもとで遂行されている場合」など、主たる監査人が他の監査人に言及しない場合の例示が4つ示されている。

(5) 監査報告書の形式に関するIAASBの新たな基準について

ここでいう新たな基準とはISA700「一組の完全な一般目的財務諸表に関する独立監査人の報告書」を指しており、ここで問題とされているのは、監査報告書における財務諸表に対する経営者の責任に関する記述についてである。この検討課題は、「監査人の報告書には、経営者

のどのような責任を記載すべきか、そして経営者がその責任を果たさない場合には、監査人は意見を表明しないべきか」というものである。

AUセクション508では、経営者の責任について「これらの財務諸表は、会社の経営者の責任に属するものである」と記載するものとされているのみで、十分に説明的なものとはなっていない。これに対し、ISA700は次の記載を要求するものとなっている。

「経営者は、国際財務報告基準に従ってこれらの財務諸表を作成し、適正に表示する責任を有している。この責任には、不正によるか誤謬によるかに関わらず、重要な虚偽表示のない財務諸表の作成および適正な表示のための内部統制を立案し、運用し、維持すること、適切な会計方針を選択し、適用すること、ならびに当該状況において合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。」

III ACAPの最終報告書における勧告

ACAPは当時のポールソン財務長官の主導により設置された組織で、同長官は、米国資本市場の競争力を向上させるため、監査専門家の持続可能性を高めることに関心を寄せていた。ACAPの目的は「公開会社を監査する専門家が、力強く活動的な状態で持続していくこと」を確実なものとするための勧告を行うことにあり、その設置の背景には、監査専門家による客観的で独立した財務諸表の保証は、投資家の確信さらには資本の移動にとって重要なものであり、資本市場が効果的に機能することを考えた場合、そこにおける監査人の役割を軽視することはできないとの認識があった。

ACAPは2007年10月15日に最初の会議を開催して以降、数次にわたる会議と4回のパブリックコメントの収集を経て、2008年10月6日付で『監査専門家に関する諮問委員会の米国財務省に対する最終報告書』（以下「最終報告書」という。）を公表した。ACAPでは、全体の活動に加え、焦点と考えられた3つの主要な

領域すなわち「人的資源」、「事務所の構造および財務」ならびに「集中および競争」に関して小委員会が設けられ、それぞれの小委員会で、ACAP 全体で検討する勧告が作成された。最終報告書はこれらの勧告がまとめられたものである。最終報告書全体は10の章から構成されており、第1章から第5章で議長の声明やメンバーの紹介、ACAP の設置経緯や問題の背景説明などが行われ、第6章が人的資源に関する勧告、第7章が事務所の構造および財務に関する勧告、第8章が集中および競争に関する勧告、第9章が反対意見の紹介、第10章が付録となっている。勧告は人的資源に関して5つ、事務所の構造および財務に関して7つ、集中および競争に関して6つ行われているが、大きな勧告の中でさらに細かな勧告が行われているものもあるため、詳細なものもカウントすれば、勧告の数は全部で31になる。これらの勧告の中で監査報告書に関係するものは、「事務所の構造および財務」の中で行われた勧告5と勧告6の2つである。ここではこの2つの勧告を取り上げる。

勧告5は、次のように述べている。

「PCAOB に対し、標準監査報告書モデルの改善を検討するため、基準設定の作業に着手するよう促すこと。また、PCAOB および SEC に対し、現行の監査基準のもとでの不正発見における監査人の役割を監査報告書において明らかにし、さらに PCAOB に対して、これらの基準を定期的に見直し、改訂するよう促すこと。」

勧告5に関する ACAP の立場を整理すれば、次の2つのポイントにまとめることができる。

- ① 会社の会計およびこれに対する監査判断に関連する情報を監査報告書に盛り込むべきである。
- ② 期待ギャップが依然として解消されていない点に鑑み、不正の発見に関する監査人の役割と責任を監査報告書の中で明確にすべきである。

まず①について、最終報告書では、監査人は財務諸表が適正に表示されている（合格）か否（不合格）かについて意見を述べるため、多くの者は、監査報告書モデルを合格・不合格モデルと考えているとし、SEC が「不合格」の意見が付された財務諸表を受理しないことから、発行される多くの監査報告書が、標準化された文例そのものから逸脱することは減多にないとした上で、この標準化された文例による合格・不合格モデルは、監査人の業務および判断の量を適切に反映していないとする見解があることを述べている。この監査人の業務および判断の量に関連するものとして、1978年の監査人の責任に関する委員会（コーエン委員会）による次の所見を紹介している。「国内の大規模企業に対する監査には多数の監査人が関わり、何万時間もの監査業務が行われ、それに対してクライアントは何百万ドルもの報酬を支払っている。それにもかかわらず、監査人の標準報告書では、そこで払われるかなりの量の熟練した努力をごくわずかな用語と区分に圧縮してしまっている。（ACAP [2008] VII :15）」

また、ACAP は、世界的な規模での企業経営における複雑性の増大が公正価値の測定に関するものを含めた判断と見積りの機会を増加させ、それが財務報告における複雑性の増加をもたらしていることを認識しているとし、この複雑性が、現在の合格・不合格モデルを超えて、監査報告書を財務諸表の監査についてのより適切な説明を含むものとするための改善の必要性をもたらしていると述べている（ACAP [2008] VII :17）。

②については、現行の監査基準および SEC 規則のもとでは、財務諸表を作成し、財務諸表の正確性と不正の防止および発見に対する第一義的な責任は経営者が有しており、監査人の役割は、財務諸表に重要な虚偽表示がないことについての「合理的な保証」を提供することであるとした上で、現行の標準監査報告書においては「不正」について言及されておらず、不正の発見に対する監査人の責任についても述べられていない点を指摘している。その上で、監査人

は投資家および資本市場に対し、不正の発見に関する自らの責任をより効果的に伝える必要があるとの意見があり、ACAPはこの意見に同意していること、さらにACAPは、投資家、その他の財務諸表利用者および一般大衆に、不正の発見および報告に関する監査人の役割を明確に伝えることは、期待ギャップを狭めることに役立つと考えている旨が述べられている（ACAP [2008] VII :18）。

監査報告書に関係するもう1つの勧告である勧告6は、次のように述べている。

「PCAOBに対し、監査報告書に業務執行パートナーの署名をを求めることを検討するための基準設定作業に着手するよう促すべきである。」

これについてはまず、現在のSEC規則では、監査報告書の署名は業務執行パートナーではなく、会計事務所の名前を示すものとなっているとし、2005年2月のSAG検討会における資料で示されたものと同様の賛成意見および反対意見を紹介した上で、ACAPとしては、監査報告書における業務執行パートナーの署名は、透明性と説明責任を増加させるものと考えているとの立場を明らかにしている（ACAP [2008] VII :20）。

IV 2010年4月のSAG検討会における議論

PCAOBは、ACAPによる勧告、SAGメンバーからの意見およびこの問題に関する国際的な動向を考慮し、監査報告書モデルに関する検討を再開し、2010年4月7日から8日にかけてSAG検討会を開催した。

検討会資料では、議論を再開するにあたって、米国における標準監査報告書の歴史の変遷およびACAPによる勧告についての説明が行われ、その後、大きく2つの検討論題が示されている。1つは標準監査報告書に関するものであり、もう1つは不正の発見における監査人の責任についてである。そして第1の標準監査報告書についてはこれを内容面と形式面の2つに区分し

た上で、内容面については3つ、形式面については4つの検討論題が示されている。第2の検討論題である不正の発見における監査人の責任については、監査報告書に記載される監査人の責任と不正探索型監査手続の2つの観点から、それぞれ1つずつの検討論題が示されている。

まず歴史の変遷に関する記述においては、「推奨ではなく、強制された言い回しを用いた最初の報告書」が作成されたのは1934年のことであり、会計事務所はこれをニューヨーク証券取引所に届け出ることが求められたこと、米国会計士協会（AIA）の特別委員会の見解に従って、特に①会計事務所間で統一された報告用語を設けることにより、報告書の比較可能性を向上させ、その結果として、不十分な報告の質を改善し、曖昧で漠然とした用語法による誤解をなくすこと、ならびに②監査報告書における限定事項がより容易に認識されうるようにすることの2つの目的を達成するため、専門家は標準監査報告書を採用したことが述べられている（PCAOB [2010]4-5）。ここに、現行の合格・不合格モデルの起源を見出すことができるように思われる。すなわち「強制された言い回し」の論拠を繰り返せば、a. 比較可能性の向上、b. 不十分な報告の質の改善、c. 曖昧で漠然とした用語法に起因する誤解の解消、d. 限定事項の容易な認識ということである。監査報告書が定型的な言い回しから離れ、個々の監査により特定の情報を説明的に記載するものになるにつれ、比較可能性は低下し、曖昧で漠然とした用語法に起因する誤解は増加し、限定事項は明確に把握しにくくなるといった具合に、上記a, cおよびdについてはマイナスに作用する可能性がある。一方、bは不十分な報告の質を改善するために統一された言い回しを用いるとするものであるが、コーエン委員会以降の議論ではこれとは逆に、不十分な報告の質を改善するために、個々の監査に特定の情報を盛り込むことが提唱されてきている。近年においては、事業経営の複雑化に伴うリスクの増大と会計における見積り、判断の多用化といった要因がこの流れを加速させている。1930年代と現代とでは、

不十分な報告の質の背景が異なるのである。

資料では2005年のSAG検討会についてもわずかながら触れており、その中で、あるSAGメンバーは、現行の合格・不合格モデルは「明瞭」で「簡潔」で「首尾一貫性」があり、「比較可能性」を有し、「投資大衆が容易に理解できる」ことから、現行のモデルを支持する立場を表明し、他のメンバーは、現行の監査報告書モデルは「きわめて機械的」で「ある種の決まり文句」であり、「最低限の情報内容しかない」ものであって、「現行のモデルは無限定（「合格」）意見の中に幅を認めない」ものであると述べたことを紹介し、現行の合格・不合格モデルを変更することについて見解の一致には至らなかったことが示唆されている（PCAOB [2010]10-11）。

標準監査報告書の内容面での検討にあたり、資料では、「最高財務責任者、銀行およびアナリストグループは、無限定適正意見が表明されているか、そしてどの会計事務所が報告書にサインしているかを知るためだけに監査報告書を見ると述べている」とのMockらの調査結果に触れ、利用者は監査報告書が重要であることを理解しつつも、実際の監査報告書の内容に目を通すことにほとんど関心がないことが明らかにされているとしている（PCAOB [2010]11）。そして、監査報告書の変更を検討する上での1つの方向として、監査人がクライアントの監査委員会との間で行うことが求められる一定のコミュニケーションの内容を監査報告書に組み入れることを検討する考えを明らかにしている。これは、2005年2月のSAG検討会で、複数のSAGメンバーが、監査人と監査委員会との間で議論された情報を強調事項区分に含めることが現行の監査報告書モデルの改善につながると主張したことを受け、2005年の検討に引き続いて議論していくことを再確認したものである。ただし、2009年10月に開催された監査委員会とのコミュニケーションに関するSAG検討会の議論では、複数のSAGメンバーから、もしも監査人が監査委員会に提供することが求められる一定の情報を監査報告書または監査報告書の補足文書に含めることになるとすれば、

そうした開示は、監査人と監査委員会との間の意見交換における率直さと透明性を低めることにつながりかねず、監査委員会とのコミュニケーションにマイナスの影響を及ぼしうるとの指摘があったことも明らかにしている（PCAOB [2010]13）。ここでの検討課題は、次の3つである。

「現行の監査報告書モデルの便益と欠点は何か。現行の監査報告書のどの領域を拡張するか（例えば、監査人の責任についての記述、監査手続についての記述、経営者と監査委員会の責任についての記述など）」

「監査報告書には、監査人が財務諸表の質に関する監査人による評価について監査委員会に提供することが求められている一定の情報を載せるべきか（例えば、経営者による新たな会計方針の選択または現行の会計方針の変更、会計上の見積り、判断および不確実性、通例でない取引、ならびに取引の時期とそれらが記録される会計期間など重要な財務諸表項目に関する会計方針についての監査人による判断など）」

「監査報告書には、財務諸表が適正に表示されているとの結論に至る過程で監査人が実施した手続の説明を含めるべきか。もしも含めるべきであるならば、監査人が自らの意見を形成するために適用するPCAOB基準によって求められている解説以外に、どのようにして報告書に価値を付加することができるか。」

次に、監査報告書の形式面に関しては、資料では以下の4つの方向が提示されている。

(1) 強調事項の記載の義務づけ

AUセクション508は、監査人に対し、関連当事者との重要な取引および非常に重要な後発事象のような、財務諸表に関連することがらを強調するために、自らの裁量で監査報告書に説明区分を設けることを認めている。これは、従来裁量によるとされていたものを、要求に変更するというものである。

(2) 長文式監査報告書の導入

これは、監査人と経営者による重要な判断の内容を記載して監査報告書を拡張し、長文式報告書にするというものである。ただし、すべての財務的開示の主たる媒体は財務諸表であるべきであって、経営者による会計原則の適用についての見解を監査報告書で行うことは適切ではないとの理由から、経営者は監査報告書に会社固有の情報を加えることに総じて否定的であるとし、この方法を採用する場合の1つの方法として、監査報告書に特に記された項目については、財務諸表における開示に言及するフランスモデルに倣うこと、すなわち当該事項が財務諸表に開示されていることを前提とすることを提案している。

(3) 補足的開示文書としての監査人による検討と分析 (AD&A) の要求

これは、長文式報告書にせず、現行の合格・不合格モデルの形態を維持しながら、監査人が行った判断についての検討と経営者が行った判断に関する監査人の見解を記した監査人による補足的報告書を要求するという考えである。この補足的報告書は、会社の年次報告書における経営者による検討と分析 (MD&A) と同様のものである。この選択肢は、投資家および財務諸表のその他の利用者が監査意見を迅速に確認できるという従来の長所を残しつつ、財務諸表利用者に対して監査人の判断についてのより多くの情報と経営者が行った判断に関する監査人の見解を知る機会を与えることになっている。

(4) 財務諸表に対する保証水準の多様化

これは、財務諸表の異なる部分には異なるレベルの保証を行うという新たな種類の監査意見を提唱するというものである。資料では、2005年2月のSAG検討会で、監査報告書モデルを財務諸表の異なる部分について異なるレベルの保証を提供するものに改訂すべきかどうかについての意見を求めたのに対し、SAGのメンバーは総じて、財務諸表の異なる部分について異な

るレベルの保証を提供することは適切ではないと述べ、その代わりに、「合格」の部類の中に程度の幅を持たせた幅のある程度づけのシステム (multi-range grading system) の採用を提唱したことが示されている (PCAOB [2010]18)。

これら監査報告書の形式面に関して掲げられている検討課題は、次のとおりである。

「監査報告書の形式として：

- (イ) 監査人に、追加情報として強調事項を記載することを義務づけるべきか。
- (ロ) 監査人と経営者による重要な判断に関する情報を含めて長文式の報告書にすべきか。
- (ハ) 監査報告書に、一定の財務諸表の開示を参照するような手引きを組み入れるべきか。その場合、監査人が、経営者による見積りと判断を取り上げるべきかを決定するための手助けとするために、どのような規準を設けるべきか。

上記のことを実現した場合の監査報告書の形式の便益と欠点は何か。」

「現行の合格・不合格モデルを残し、監査人による判断と経営者によってなされた判断に関する監査人の見解を論ずるための監査人による補足的報告書、すなわち監査人による検討と分析 (AD&A) を求めることとすべきか。この補足的報告書の便益と欠点は何か。」

「近年の市場危機に由来する最近の経済環境の変化とその (即時換金不能な金融商品の評価における困難性のような) 影響を受けて、監査報告書は、財務諸表の個々の勘定科目の見積りや不確実性の程度に応じて異なる程度の保証を提供するものに拡張されるべきかどうかについてのSAGメンバーの考えは変化したか。」

「監査報告書を、幅のある程度づけのシステムを取り入れて拡張するとした場合、監査人はいかなる程度づけの規準を利用することが可能か。」

第2の検討論題である不正の発見における監

査人の責任については、監査報告書に記載される監査人の責任と不正探索型監査手続の2つの側面から検討するものとされている。

前者の記載は、ACAPによる「監査報告書では、不正の発見における監査人の役割と限界を投資家に対して明確に伝えるべきである」との勧告を受けたもので、ここでの検討課題は次の事項とされている。

「ACAPによる勧告は、監査報告書で、『不正の発見における監査人の役割と限界』を明確に述べるべきことを提唱している。監査人の責任を記述するにあたり、標準監査報告書に

i. 『不正によるものか誤謬によるものかにかかわらず』という語句および

ii. 監査は、監査人が合理的な保証を得ることに基づくものであるが、この合理的な保証は高い水準の保証ではあるものの、絶対的な保証ではないとするPCAOBの監査基準の概念

の2つを加えることは、報告書にとって意味ある追加となるか。監査報告書において、不正に関する監査人の責任を述べる上で役立つ言葉としては、他にどのようなものが考えられるか。」

また、後者の不正探索型監査手続については、いくつかの不正探索型監査の形式を紹介した上で、「PCAOBは、不正探索型監査の要素または他の選択肢を監査に加え、不正に関する追加の監査手続を求めるように監査基準を修正すべきか。もしも追加的な監査手続を監査基準に組み込むとすれば、具体的にはAUセクション316『財務諸表監査における不正の検討』にはどのような見直しが必要になるか。」との検討課題を提示している。監査報告書の内容をいかに拡充すべきかという観点からすれば、本検討課題は報告書論というよりは若干手続論に踏み込ん

だ内容のものとなっているように思われる。

V コンセプト・リリースと2012年11月のSAG検討会における議論

2011年6月に、PCAOBは、監査報告書拡充の方向性についてパブリック・コメントを募集するため、コンセプト・リリースを公表した²。コンセプト・リリースの付録には、2010年のSAG検討会の結果について、標準監査報告書を改善することについては全体の合意が得られたものの、具体的に監査報告書にいかなる情報を追加すべきかについては合意が得られなかったと記されている（PCAOB[2011]A-5）。コンセプト・リリースでは、その方向について以下の4つの代替案が示された。

- ① 監査人による検討と分析（AD&A）の追加
- ② 強調事項区分の記載の義務づけとその内容の拡充
- ③ 財務諸表外のその他の情報に対する監査人による保証の義務づけ
- ④ 標準監査報告書における文言の明確化

そしてこれらの代替案は相互排他的なものではなく、またこれまでの検討によって得られたすべての見解を網羅しているものでもなく、さらには、改訂される監査報告書には、これらの代替案、代替案に含まれている要素、またはコンセプト・リリースには示されていない案のうちの1つまたは複数のものが取り込まれる可能性があることも示唆していた（PCAOB[2011]12）。

PCAOBはこのコンセプト・リリースに対して155のコメント・レターを受け取ったが、さらに、コンセプト・リリースに示した代替案について投資家その他の財務諸表利用者、財務諸表の作成者、監査委員会のメンバーおよび監査人から成る多様なグループから知見を得るため、PCAOBは2011年9月15日に公聴会を開催した。

2 本コンセプト・リリースの詳細については、伊藤龍峰「PCAOB コンセプト・リリース 2011-003 にみる監査報告書改革の動向」（日本監査研究学会課題別研究部会中間報告書『監査報告モデルに関する研究』（2012年9月6日）第3章所収）および「監査報告書改革の動向—PCAOB コンセプト・リリース No.2011-003 を手掛かりとして—」（『商学論集』（西南学院大学）59（1））を参照されたい。

2012年11月の検討会における資料では、コンセプト・リリースに対するコメントおよび公聴会におけるコメントから次の状況が明らかになったとしている（PCAOB[2012]3）。

- ① 財務諸表作成者と監査委員会のメンバーは、概して監査報告書の大幅な変更は支持しておらず、会社の財務諸表に関するいかなる情報も、これを財務諸表利用者に提供する責任は経営者または監査委員会にあるのであって、監査人にあるのではないと考えている。
- ② 監査人は概して、監査報告書の一定の変更についてはこれを支持する立場をとっているものの、追加されるいかなる報告も、客観的で事実に基づくもの（objective and factual）でなければならないと考えている。
- ③ 投資家は、監査報告書の情報価値を高めるための変更を強く支持している。監査報告書に追加するものとして投資家が最も多く主張したのは、次の情報に関するものであった。
 - (イ) 財務諸表および監査におけるリスクの高い領域
 - (ロ) 経営者による重要な判断、見積りおよび測定上の重要な不確実性を伴う領域のような財務諸表における最重要事項
 - (ハ) 会社の会計方針および実務の質
 - (ニ) 財務諸表における重要な変更、または通例でない取引のような財務諸表に影響を及ぼす重要な事象

投資家が求めているこれらの事項は、PCAOBが2012年8月に採択した監査基準第16号「監査委員会とのコミュニケーション」の中で、監査人に対し、監査委員会に伝達することを求めている事柄に含まれることから、資料では、監査基準第16号に従って監査委員会と交わす情報を、財務諸表に関連づけられる強調事項区分に記載することを義務づけることによって監査報告書の内容を拡充することを基本的な考えとすることを提案している（PCAOB[2012]8）。そしてここでは、次の検討課題が示されている。

「監査基準第16号に従って監査委員会との間で情報として交わされる事項のうち、どの事

項が監査人によって監査報告書の強調事項区分に記載されることが適当であるか、そしてそれはなぜか。どの事項は適当でないか、そしてそれはなぜか。例えば、強調事項区分は、財務諸表についての事柄のみに関連するものとすべきか、あるいは監査戦略のような監査についての事柄にも言及するものとすべきか。」

「監査基準第16号に従って監査委員会との間で情報として交わされる事項を、監査報告書において強調することが適当であるとした場合、

- (イ) 監査委員会との間で情報として交わされる事項のうち、一定のものについては監査報告書に含めることを義務づけることとすべきか。監査委員会との間で情報として交わされる事項のうち、一定のものを監査報告書に含めることを監査人の裁量に委ねることとすべきか。
- (ロ) 監査報告書に含める事項を監査人の裁量によることとした場合、監査人がどの事項が財務諸表の利用者にとって最も重要であるかを決定する際に考慮すべき要因は何か。」

「監査委員会との間で情報として交わされる事項が、監査報告書において強調される事項の基本として利用されることとなった場合、強調事項区分にはどの程度詳細に記載することが適当とされるべきか。例えば、強調事項区分で提供される情報は、財務諸表で提供されている情報のままであるべきか、または財務諸表では提供されていない、事実に基づいた客観的な情報も含めるべきか。」

「小規模で複雑でない会社、仲介業者および商人ならびに新興成長企業の監査において、何らかの特別な報告を行うことを検討すべきか。」

「他の規制当局または基準設定主体のプロジェクトで検討されている要素のうち、PCAOBが監査報告書モデルプロジェクトを遂行する上で考慮に入れるべきものはあるか。」

VI 公開草案の内容

2013年8月13日に、PCAOBは監査報告書を拡充するための方向性に関するパブリック・コメントを求めるため、新たな監査基準の公開草案を公表した。その監査基準とは、次の2つである。

1. 「監査人が無限定適正意見を表明する場合の財務諸表の監査に関する監査報告書」
2. 「監査済み財務諸表およびその監査報告書が掲載される文書におけるその他の情報に対する監査人の責任」

前者は、AUセクション508「監査済み財務諸表に関する報告書」の一部と差し替えになる予定のものであり、後者は、AUセクション550「監査済み財務諸表が掲載される文書におけるその他の情報」に差し替えられる予定のものである。

これら2つの監査基準の公開草案で提案されている内容は、監査人に新たな業務を課した上で、その結果を監査報告書に記載することとするものと、監査報告書に説明を記載するまたは従来の記述を改善するのみのものとに分類できる。前者としては、当期の財務諸表監査における監査上の重要事項を決定し、これを監査報告書において伝達すること、ならびに財務諸表外のその他の情報につき、監査を通じて得た適切な監査証拠および到達した結論に基づいて当該情報と財務諸表における情報との不一致および当該情報に記載されている事実の真偽を評価し

た上で、その他の情報についての監査人の評価に対する監査人の責任とともに、その評価結果を伝達することの2つが求められている。また、後者としては、監査人の独立性および継続監査期間に関する記述を新たな要素として監査報告書に加えると同時に、財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ることに関する監査人の責任について、現行の監査報告書における表現を改善することが提案されている。公開草案で提案されている内容を表の形にまとめれば、[表1]のようになる。

ここでは、監査人に新たな業務を課することになる前者の2つについて述べることにする。

(1) 監査上の重要事項について

監査人に対して監査上の重要事項の伝達を求めようとする背景には、従来の監査報告書が、監査人が入手し、評価した個々の監査に特定の情報をほとんど伝えていないとの認識がある。監査上の重要事項の伝達は、投資家およびその他の財務諸表利用者に対して、投資家が入手したいと主張してきたものの、過去においては接することができなかった潜在価値のある情報を提供することを意図している。公開草案が伝達することを提案している監査上の重要事項とは、監査人が監査の過程で検討した次のことである（PCAOB [2013a]15）。

- ① 最も困難で主観的または複雑な監査判断を伴った事項
- ② 監査人にとって十分かつ適切な監査証拠の

[表 1]

	要求される業務	監査報告書
監査上の重要事項	どの事項が監査上の重要事項に該当するかを決定	新たに決定結果（監査上の重要事項の内容）を記載（監査上の重要事項が存在しない場合にはその旨を記載）
SECに提出される年次報告書に掲載される財務諸表外のその他の情報	監査を通じて得た監査証拠と到達した結論に基づいて財務諸表との不一致および事実の真偽を評価	新たに財務諸表外のその他の情報に対する監査人の責任と評価結果を記載
独立性・監査期間	—	新たに記載
財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証に関する監査人の責任	—	現在の記述を拡充

入手が最も難しかった事項

- ③ 監査人が財務諸表についての意見を形成する上で最も難しかった事項

この中で、「最も」という表現が用いられているが、これは監査上の重要事項を1つのことさらに限定することを意図するものではないとされている。監査人は、監査の過程で取り組んだ問題の中から、監査上の重要事項に該当するものを決定することになるが、公開草案では、その場合の指針として、監査上の重要事項は通常、次の対応が求められる事項に含まれるほどに重要性の高い事項であるとしている（PCAOB [2013a]15）。

- ① 監査における重要な問題および発見事項を要約した文書である監査業務完了調査（engagement completion document）に記載される。
- ② 品質審査委員によってレビューされる。
- ③ 監査委員会に伝達される。
- ④ これら3つの組み合わせ

PCAOBでは、これら①から③のうちの1つまたは2つ以上に該当する個々の事項が監査上の重要事項であるとは必ずしも考えていないが、これら3つに関連づけることが、監査上の重要事項を決定する際にコスト面から有効で、かつ効率的な手段を提供しようとしている。

決定された監査上の重要事項については、監査報告書において、次のように記載されることになる（PCAOB [2013a]16）。

- ① 監査上の重要事項を特定する。
- ② 当該事項が監査上の重要事項に該当すると監査人が決定するに至った理由を記述する。
- ③ 場合によっては、監査上の重要事項に関連する適切な財務諸表の勘定科目および開示について触れる。

こうした監査上の重要事項の伝達は、次のメリットをもたらすものと考えられている（PCAOB [2013a]6）。

- ① 監査人が注意すべきと考える会社の財務諸表のある部分に、投資家およびその他の財務諸表利用者の関心を向けることに役立つ。
- ② 投資家およびその他の財務諸表利用者に、

以前は知り得なかった監査に関する情報を提供することになり、それによって投資家等は、財務諸表の勘定や開示に関してより綿密に分析することが可能となる。

- ③ 監査上の重要事項を伝達することは、会社の経営者と投資家との間に存在する情報の不均衡を軽減することに役立つ。さらにいえば、会社の経営者は、通常、監査人が監査において最も労力を費やした領域を知っているが、それは、監査の一部として、監査人と定期的に対話の機会を有しているからである。しかしこの情報は、通常は投資家には知らされない。会社の経営者と投資家との間の情報の不均衡の幅を縮小することは、より効率的な資本の分配と資本の平均コストの削減につながる。

一方、PCAOBは、監査人に監査上の重要事項の伝達を求めることは、例えば、監査上の重要事項を決定するために求められる行動、監査報告書に記載する文言の準備、および監査上の重要事項の文書化が監査の最終段階において必要となることによって監査のレビューと完了業務のために監査人が利用可能な時間が削られるといった広い意味でのコストや影響が生じることも認識している（PCAOB [2013a]17）。

(2) 財務諸表外のその他の情報について

ここにいうその他の情報とは、監査済み財務諸表およびその監査報告書以外の、監査済み財務諸表およびその監査報告書が掲載され、証券取引所法に従ってSECに提出される年次報告書に含まれる情報であり、例えば、財務データの抜粋、経営者による検討と分析（MD&A）、各種図表、参考として組み込まれた情報などのことである（PCAOB [2013a]19）。

現在のところ監査人は、かかるその他の情報について通読し、検討する責任は負っているものの、それ以上の義務は負っていない。公開草案では、その他の情報に関して、次のことを監査人に要求することを提案している（PCAOB [2013a]21）。

- ① その他の情報を、監査済み財務諸表におけ

る金額もしくは情報またはそれらの開示方法との重要な相違のみならず、事実についての重要な虚偽表示についても評価することを義務づける。

- ② その他の情報の監査人による評価に対する監査人の責任とその評価結果を監査報告書において伝達することを義務づける。

ここにおける評価は、あくまでも監査を通じて得た適切な監査証拠または到達した結論に基づくものであって、監査中に得ることを求められない、財務諸表に直接関係しないその他の情報に関する追加的な証拠を入手するための手続を実施することは要求されていない（PCAOB [2013a]21）。この提案によれば、その他の情報を評価する手続の実施が義務づけられることになり、それだけ監査人の責任が増大することになるが、こうした方策を実施することで投資家その他の財務諸表利用者には、次の情報が提供されることになるとしている（PCAOB [2013a]20）。

- ① その他の情報についての監査人の責任の性質と範囲
② その他の情報のうちのどれが監査人によって評価されたかに関する明確な情報
③ その他の情報の監査人による評価結果

かかる情報を提供しようとする背景には、コンセプト・リリースに対して寄せられたコメントの中に、その他の情報に対する監査人の責任のレベルが曖昧であること、さらにはその他の情報に対して監査人が実施した業務の結論を監査報告書に含めるべきであるとの意見が見られたことがある（PCAOB [2013a]12）。公開草案の提案は、こうした投資家の関心に応えるものであるが、監査済み財務諸表とその他の情報との一致が促進されれば、投資家およびその他の財務諸表利用者にとって利用可能な情報の量が増大することになり、あるいは情報の質が向上することになり、ひいては、監査上の重要事項を開示することの効果と同様に、より効率的な資本分配が促され、資本の平均コストの削減に

つながるとの期待が込められているのである（PCAOB[2013a]7-8）。

Ⅶ 監査報告書拡充の方向性の変遷

Ⅱ、ⅣおよびⅤで取り上げた2005年2月、2010年4月、2012年11月のSAG検討会資料および2011年6月のコンセプト・リリースならびにⅥで取り上げた2013年8月の公開草案でそれぞれ示された監査報告書拡充の方向を整理して再度示せば、[表2]のようになる。

公開草案以前の議論において、監査報告書拡充の方向としてどの方策が有力であったかという観点から見れば、[表2]における(1)から(4)の中で3回取り上げられているものが最多のものであるが、これには3つのものが該当する。第1は経営者の責任に関する記述を拡充する((1),(2)および(3))というものであり³、第2は監査委員会とのコミュニケーションの内容を開示する((1),(2)および(4))というものであり、第3は強調事項の記載を義務づける((2),(3)および(4))というものである。

第1の経営者の責任に関する記述は、いわゆる二重責任の原則についての理解を財務諸表利用者により深めてもらう趣旨のもので、大局的に見れば、不正な財務報告への対応として、適切な財務諸表の作成と開示については、関連する内部統制の整備・運用も含めて経営者に第一義的責任があることを経済社会に周知徹底するための取り組みの1つと捉えることができる。

第2に関して、開示すべき監査委員会とのコミュニケーションの内容として例示されているものは、財務報告の容認可能性から一歩踏み込んだ、財務報告の質に関する監査人の評価あるいは判断である。この財務報告の質には、財務諸表に記載される会計情報の表現の忠実性、検証可能性および中立性に重要な影響を及ぼす事項が含まれるとされ、その具体例としては、見積り、判断および不確実性、通常でない取引、会計方針の新たな選択または変更、ならびに取

3 コンセプト・リリースでは、明確化する文言の中に含まれている。

〔表2〕

(1) SAG 検討会 (2005年2月16日開催)
① 監査委員会とのコミュニケーションの内容に含まれている財務報告の質に関する監査人の判断のような、財務諸表で採用された会計に関する事項について、より多くの説明を提供する。
② 財務諸表の異なる構成要素に対しては異なるレベルの保証を提供する。
③ 監査報告書の署名にパートナー等の個人の氏名を含める。
④ 他の監査人によって実施された業務についてより多くの開示を行う。
⑤ 財務諸表の作成と適正な表示およびそのための内部統制の整備と運用などに関し、経営者が負っている責任をより詳細に記載する。
(2) SAG 検討会 (2010年4月7-8日開催)
① 監査人の責任についての記述、監査手続についての記述、経営者と監査委員会の責任についての記述などを拡張する。
② 監査人が財務諸表の質に関する監査人の評価について監査委員会に提供することが求められている一定の情報を載せる。
③ 財務諸表が適正に表示されているとの結論に至る過程で監査人が実施した手続の説明を含める。
④ 追加情報として強調事項を記載することを義務づける。
⑤ 監査人と経営者による重要な判断に関する情報を含めて長文式の監査報告書にする。
⑥ 補足的開示文書として監査人による検討と分析 (AD&A) を追加する。
⑦ 財務諸表の個々の勘定科目における見積りや不確実性の程度に応じ、程度が異なる部分には異なるレベルの保証を提供する。
⑧ 幅のある程度づけのシステムを取り入れて無限定適正の程度を明らかにする。
⑨ 不正の発見における監査人の役割と限界を明確に記述する。
(3) コンセプト・リリース (2011年6月21日公表)
① 監査人による検討と分析 (AD&A) を追加する。
② 強調事項の記載を義務づけ、その記載内容を拡充する。
③ 財務諸表外のその他の情報に対して監査人による保証を義務づける。
④ 標準監査報告書における文言を明確化する。
(4) SAG 検討会 (2012年11月15-16日開催)
① 監査委員会との間で情報として交わされる事項のうち、一定の事項を強調事項区分に記載する (義務または監査人の裁量による)。
(5) 公開草案 (2013年8月13日公表)
① 監査上の重要事項を決定し、その内容 (存在しない場合にはその旨) を記載する。
② 年次報告書に掲載される財務諸表外のその他の情報を監査証拠および到達した結論から評価し、その他の情報に対する監査人の責任とともにその評価結果を記載する。
③ 独立性および監査期間の記述を追加し、財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証に関する監査人の責任について現在の記述を拡充する。

引の時期とそれが記録される会計期間のような、重要な財務諸表項目に関する会計方針があげられている。開示される内容は、コミュニケーションを通じて監査人側と会社側とで共有されているものであるから、監査人による一方的な開示に比べれば、開示することに対する会社側の理解も得られやすいものと思われる。

第3の強調事項の記載の義務づけは、財務諸表に関連することがらを強調するため自らの裁

量で監査報告書に説明区分を設けることを認めている現行の取扱いを要求に変更しようとするものである。このポイントは、あくまで強調事項であるということ、すなわち経営者による財務諸表への記載を前提としたものであるということである。監査報告書拡充の議論において指摘される問題の1つに、いわゆるファースト・プロバイダーの問題がある。これは、会社に関する適切な情報を開示する立場にあり、またそ

の責任を有する者は経営者であるにもかかわらず、監査人が会社に関する情報の最初の提供者になってしまうという問題である。この視点からすれば、強調事項の記載の義務づけは、監査報告書の情報量を増加させながらこの問題を回避しやすくし、さらには、監査人が強調事項に記載する以前に経営者による情報開示が必要となるため、経営者の情報開示に対する意識がより改善されるという意味で、二重責任の原則についても更なる徹底が図られていくことにつながるものと思われる。

2012年11月のSAG検討会における検討課題は、上記の第2と第3の方策を融合したもので、監査委員会との間で交わされる情報のうち、一定の事項を監査報告書に強調事項として記載するものとするかどうかというものであった。監査報告書拡充の方向として、開示すべき情報の範囲とその開示方法の輪郭が、2012年の検討会に至り、従来の議論が収斂した形としてようやく明確なものになったとの印象を与える内容である。この場合の議論の焦点の1つは、その検討課題の中でまさに述べられているように、強調事項区分においてその財務諸表の開示に関してどこまで言及するかということであろう。すなわち、あくまでも財務諸表で提供されている会計に関する事項に限定したものとするか、その会計に対して行った監査手続や監査判断のような監査に関する情報にまで拡げていくのかということである。その拡げ方次第では、ファースト・プロバイダーの問題に抵触する可能性さえ出てきかねない。2012年の検討会で示された案は、強調事項という形に収めることによって財務諸表における記載とのつながりは確保したものの、議論すべき問題もまだ残されたものであった。

2013年8月の公開草案における提案は、2012年11月の案から再び拡張の方向へと舵を切ったものである。公開草案で新たな概念として登場した「監査上の重要事項」は、監査委員

会との間で交わされた情報に限定されるものではなく、また、財務諸表外のその他の情報についても評価を義務づけ、その結果を伝達するものとしている。PCAOBでは、監査上の重要事項の伝達は、2011年6月のコンセプト・リリースで提案された方策によってもたらされるとされた便益のうちの多くを投資家およびその他の財務諸表利用者にもたらすことになると考えている。さらに、監査上の重要事項は、監査人が実施した監査手続に基づいて監査に関する情報を提供するものであって、経営者が作成した情報を検証するという現行の監査人の役割を変更するものではなく、会社の財務諸表に関する情報を提供する責任はあくまでも会社または監査委員会にあるとして、いわゆるファースト・プロバイダー問題に対処し（PCAOB [2013a]16-17）、また、監査上の重要事項の決定は、すでに行われた監査に基づくものであることから、コストについても考慮した提案であることが主張されている（PCAOB [2013a]27）。なお、公開草案の作成過程においては、他の基準設定主体による同様のプロジェクトの進行状況も検討したとされていることから、監査報告書の改訂に関するIAASBの動きもPCAOBによる提案内容に少なからず影響を及ぼしているものと思われる（PCAOB [2013a]13）⁴。

公開草案に対するコメントの締め切りは2013年12月11日であったが、PCAOBでは公開草案の内容と寄せられたコメントについてさらに議論するため、2014年4月2日から3日にかけて公聴会を開催することを決定している。

VIII おわりに

本稿では、米国で監査報告書の内容を拡充する方向としていかなる方策が検討されてきたかにつき、SAG検討会の資料および公開草案をもとに考察してきた。2005年のSAG検討会は

4 IAASBはPCAOBより一足早い2013年7月25日に監査報告書の改訂に関する公開草案を公表し、監査上の主要な事項(Key Audit Matters)の伝達等を要求する提案を行っている。

従来の合格・不合格モデルを変更すべきかどうか、もし変更するとすれば、どのように変更すべきかとの問題意識からスタートした。その後、本稿でみてきたように多くの改善策が示され、検討が重ねられた。その方策には、監査報告書における用語説明の充実にとどまるものから、監査人に業務の追加を課す、したがって監査人の責任の増大を伴うものまで、様々なレベルのものがあった。そうして紆余曲折を経ながら、2013年に公表された公開草案では、結果としては現行の合格・不合格モデルの形式を維持するとしながら、長年にわたる検討の1つの結果として、主なものとしては2つの策が示された。その1つは監査上の重要事項の伝達であり、いま1つはその他の情報の評価である。前者においては監査人に対し、監査結果または入手した証拠に基づいて当期の財務諸表監査における監査上の重要事項を決定し、監査報告書に記載すべくこれを文書化する業務が課される。後者においては、監査人は、監査を通じて得られた監査証拠と到達した結論に基づき、その他の情報と財務諸表との間の重要な不一致の検証および事実についての重要な虚偽表示の検証を行うことが義務づけられる。いずれにおいても監査業務そのものが拡張されることはないが、監査人に義務づけられる業務の量は増大し、それに伴う責任も追加されることになる。こうしたある程度の広い意味でのコストをかけても、それが大局的にみれば、資本の効率的な分配と資本の平均コストの削減につながるのである。合格・不合格モデルを維持することとされたのは、SECが合格（無限定適正意見）の監査報告書でなければ受理しない方針をとっているという現行制度との適合性を意識したものであると思われる。2013年の公開草案が示す改訂案は、情報ニーズへの対応と制度的適合性の両立を図った1つの結果であると捉えることができよう。

情報ニーズへの対応のポイントは、個々の監査に特定の情報をいかなることにいかなる範囲・程度・形で提供するかということにある。個々の監査に特定の情報を提供するという

ことは、個々の会社の財務諸表に対して表明された無限定適正意見の内容をより詳しく説明するということである。これはすなわち、無限定適正の枠内における適正の程度を明らかにすることを意味する。2010年4月のSAG検討会資料で示された方策の1つに、幅のある程度づけのシステムを取り入れるというものがあった。具体的にどのような形でこの程度を表現するかについては資料の中では明らかにされていないが、言うなれば、無限定適正だが80点とか、あるいは格付けのダブルAのような形で、同じ無限定適正であっても等しく100点ではないことを明示するものであろう。これは、監査意見としては無限定適正だけれども、経営者による見積りや判断など、監査においていわゆるグレーな部分が存在した場合に、そのグレーな部分を無限定適正における適正の程度に直接関連づけて意見表明する考え方である。一方、2012年11月のSAG検討会で示されたような、監査委員会とのコミュニケーションの内容を強調事項として記載するとか、公開草案で示されているような、監査上の重要事項を記載するという方策は、合格・不合格モデルを維持しながら、無限定適正の程度には直接関連づけずに情報提供を行うというものである。一見すると、これら2つのものは違うもののように思われるが、前者はグレーな部分の存在を適正の程度という形で表現し、後者はグレーな部分を適正性とは別の情報提供という形で示すものであって、結局のところ、個々の会社の適正の程度を明らかにすることになるという点では同じではないかと思われるのである。後者の場合は、「合格」としながらも、別のところでグレーな部分の説明を行っているのである。したがってこれも、究極的には適正の程度づけにつながるものである。

適正の程度づけということとは、無限定適正における適正の程度が低くなればそれだけ限定付適正に近づくのであり、その適正の程度が限定付適正のレベルに達した時点で、それまで無限定適正の程度を示していた情報が除外事項へと変貌することになる。無限定適正の範囲内では、

問題点は監査意見に影響を及ぼさない単なる情報提供として扱われるが、限定付適正となれば、問題点はすなわち監査意見に影響を及ぼす除外事項となる。この両者を区別する識閥は、監査人による重要性の判断ということになる。

<参考文献>

Advisory Committee on the Auditing Profession(ACAP)
[2008] *Final Report of the Advisory Committee on the Auditing Profession to the U.S. Department of the Treasury*, The Department of the Treasury, October 2008.

PCAOB[2005] Standing Advisory Group Meeting, *Auditor's Reporting Model*, February 2005.

PCAOB[2010] Standing Advisory Group Meeting, *ACAP Committee's Recommendation Relating to the Auditor's Reporting Model*, April 2010.

PCAOB[2011] PCAOB Release No.2011-003, *Concept Release on Possible Revisions to PCAOB Standards Related to Reports on Audited Financial Statements and Related Amendments to PCAOB Standards* (PCAOB Rulemaking Docket Matter No.34), June 2011.

PCAOB[2012] Standing Advisory Group Meeting, *Auditor's Reporting Model*, November 2012.

PCAOB[2013a] PCAOB Release No. 2013-005, *Proposed Auditing Standards – The Auditor's Report on an Audit of Financial Statements When the Auditor Expresses an Unqualified Opinion ; The Auditor's Responsibilities Regarding Other Information in Certain Documents Containing Audited Financial Statements and the Related Auditor's Report ; and Related Amendments to PCAOB Standards* (PCAOB Rulemaking Docket Matter No.034), August 2013.

PCAOB[2013b] Standing Advisory Group Meeting, *Auditor's Reporting Model*, November 2013.

甲斐幸子 [2011] 「米国公開企業会計監視委員会『監査した財務諸表に対する報告に関連するPCAOB基準の改訂に関するコンセプト・リリース』『会計・監査ジャーナル』23(9):21-26.

児嶋和美 [2009] 「米国財務省 監査プロフェッショ

ンに関する諮問委員会の最終報告』『会計・監査ジャーナル』21(3):148-152.

山崎秀彦 [2011] 「監査人報告変革の方向性』『会計・監査ジャーナル』23(7):79-86.

* 本稿は、日本監査研究学会課題別研究部会最終報告書『監査報告モデルに関する研究』（2013年11月3日）第7章の論説に加筆し修正を加えたものである。